

第7回伯耆町文化展 作品募集

11月3日から5日まで、溝口公民館で開催される文化展に出品される作品を募集します。



- 募集作品** 日本画・墨彩、洋画・水彩・版画、書、写真、彫刻、工芸、デザイン 計7部門
- 応募資格** 16歳以上の伯耆町在住者、町出身者または町内勤務者
- 応募方法** 申込用紙に必要事項を記入し、提出。
- 応募締切** 10月17日(月)

※募集要項・申込用紙は、教育委員会事務局・役場本庁舎・各町立公民館に設置しています。

【問い合わせ・申込み先】
教育委員会事務局 生涯学習室 ☎62-0712

第21回森と清流の里ふれあい祭

伯耆町内で生産されている農林水産物などの販売を通して、その消費拡大や地産地消を推進することを目的に開催されます。

当日は、地元の特産物や加工品などが販売されるほか、飲食コーナーや景品抽選会などイベントが盛りだくさんです。

とき 10月23日(日) 9:00~15:00
ところ 大山ガーデンプレイス

大変お得ですので、ご利用ください。

スピードくじと豪華商品が当たる抽選券つき前売チケット販売中



販売期限 10月22日(土)まで
販売単位 1綴り1,000円
販売場所 大山ガーデンプレイス、大山望、鳥取西部農協本所・岸本支所・溝口支所、伯耆町商工会、伯耆町役場

【問い合わせ先】 産業課 ☎62-0723

「さわやか歩キング」の集い参加者募集



この事業は「鳥取県19のまちを歩こう事業認定大会」です。

- とき** 10月29日(土) 9:00~11:30 ※少雨決行
- コース** 総合スポーツ公園周辺コース 約7km
- 集合場所** B&G海洋センター
- 参加料** 500円(中学生以下無料) ※当日、集金します。
- 定員** 70名
- 申込締切** 10月20日(木)

※送迎バスを運行します。本庁舎、分庁舎とも8:30出発

【問い合わせ・申込み先】
健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

孫・ひ孫育てセミナー 第2弾

子育ての一番の協力者であり、頼れる存在である祖父母世代の方を対象に開催します。ぜひ、ご参加ください。

- とき** 第1回 11月7日(月)
第2回 11月14日(月)
両日とも10:00~11:30
- ところ** 岸本保健福祉センター
- 内容** 孫・ひ孫との上手なかかわり方
- 講師** 臨床心理士 廣澤あすかさん
- 対象** 祖父母世代の方
- 参加料** 無料
- 申込期限** 10月28日(金)

※託児を希望の方は、申込み時にお知らせ下さい。



【問い合わせ・申込み先】
健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

住民健診はお済ですか?

8、9月に実施した住民健診の補足を行います。受診されていない方は、ぜひご利用ください。

- とき** 10月30日(日) 溝口体育館
- 11月13日(日) 岸本保健福祉センター

健診内容 健康診査、肺がん・結核検診、がん検診(胃・大腸・前立腺・子宮・乳腺)、肝炎ウイルス検診

受付時間 7:40~9:30

持ち物 保険証・受診票(券)・受付票・自己負担金※
※自己負担金やその他詳細については、広報ほうき7月号をご覧ください。



注意事項

●保険証

特定健康診査または75歳以上の健康診査を受診するには、受診券の他に保険証が必要です。
なお、がん検診のみを受診される場合には、保険証は必要ありません。

●被用者保険被扶養者の特定健康診査

被用者保険の被扶養者の場合、特定健康診査を受診するためには「受診券」が必要です。
「受診券」の入手方法については、扶養者のお勤め先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

大腸がん検診 無料クーポン券配付

がんの早期発見、早期治療がより一層進むよう、次の生年月日に該当する方に「大腸がん検診無料クーポン券」と「がん検診手帳」を送付します。
この機会に、ぜひ大腸がん検診を受けましょう!!

- 【対象となる生年月日】**
昭和25年4月2日~昭和26年4月1日
昭和30年4月2日~昭和31年4月1日
昭和35年4月2日~昭和36年4月1日
昭和40年4月2日~昭和41年4月1日
昭和45年4月2日~昭和46年4月1日
- 【配布時期】**
10月上旬に郵送

クーポン券の利用方法

- 《まだ住民健診を受けていない方》
クーポン券を健診会場の受付で提出ください。
- 《すでに住民健診を受けた方》
受診料還付手続きを行ってください。
詳細は、クーポン券に同封する「お知らせ」をご覧ください。

【問い合わせ先】
健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

10月分から子ども手当 支給額が変わります

子ども手当制度の改定により、10月分からの支給額が次のように変更されます。ただし、10月支給の子ども手当は6~9月分のため、一律13,000円で計算されます。ご注意ください。

また、10月以降に引き続き子ども手当を受給するためには、認定請求が必要です。対象の方には、10月中旬頃に別途通知しますので、手続き忘れがないようご注意ください。

対象区分	支給月額	
0歳~3歳未満	15,000円	
3歳以上~ 小学校修了前	(第1・2子)	10,000円
	(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円	

【問い合わせ先】
福祉課 福祉支援室 ☎68-5534